

平成30年6月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

平成30年5月28日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
16-1	2019年度地方財政の充実・強化を求める請願（請願）	伊那市職員労働組合 執行委員長 松田 元 伸	総務文教委員会	宮島 良夫
16-2	憲法原理に反する改正提起と自衛 隊明記の自民党改憲案に反対する 陳情（陳情）	平和って何だ・伊那谷 代表 角 憲和	総務文教委員会	
16-3	国の責任による35人学級推進 と、教育予算の増額を求める請願 （請願）	伊那市公立学校教職員 組合 代表 保科 公幸	総務文教委員会	宮島 良夫
16-4	義務教育費国庫負担制度の堅持を 求める請願（請願）	伊那市公立学校教職員 組合 代表 保科 公幸	総務文教委員会	宮島 良夫

(16-1) 2019年度地方財政の充実・強化を求める請願（請願）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、各地域の人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 災害時における住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であるため、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保については臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

(16-2) 憲法原理に反する改正提起と自衛隊明記の自民党改憲案に反対する
陳情（陳情）

自民党「憲法改正」案は、発議を目指すやり方も、9条への自衛隊明記の内容も、憲法の原理・原則に根本的に反する不当な憲法改正です。以下に明らかにする理由により自民党改憲案に反対します。

- 1 発議に向けたやり方はベクトルが逆です。国民主権の根本原理に基づき、憲法の改正権は国民にあります。その上で国民の負託を受けた国会議員に発議権が付与されているのです。しかし、国民から広範な改正の要望がわき起こっているわけではありません。にもかかわらず自民党改憲案は、権力者の自民党総裁にして総理大臣の安倍晋三氏が音頭をとって提起するという逆さまのやり方になっています。これは国民主権主義と立憲主義という憲法原理に背く根本的に誤った改正です。
- 2 改正しなければ国民の生活や国の統治が著しく損なわれるような国民が等しく認める立法事実はありません。自衛隊員に対して「違憲かもしれないが命張れば無責任」という主張は、極めて情緒的で、改正に当たる理由にはなり得ません。発議が両院の総議員の3分の2以上の賛成によるという96条の重み（硬性憲法）に照らせば、あまりにも軽はずみな考えです。
- 3 主眼の9条への自衛隊明記は、憲法の平和主義の原理に反する反憲法的改憲案です。自衛隊は、「9条の2」に「必要な自衛の措置」のための「実力組織」として追加されています。従来の「必要最小限度」の解釈を削除したため、軍隊としての色合いがより鮮明になりました。「自衛隊違憲に終止符を打つ」どころか、9条2項で不保持とする「戦力」と明らかな軍隊である自衛隊との矛盾はより拡大します。根本的に不戦・非武装の原理に反する自衛隊はどうやっても9条に位置づけようがないのです。
- 4 自衛隊を明記しても「何も変わらない」という主張は、憲法規範にあまりに無理解な暴論です。変わらないどころではない問題を引き起こします。これまで自衛隊は上位法にして最高法規の憲法に規定がないため、下位法の防衛省設

置法及び自衛隊法により設置運用されてきました。その法的関係に齟齬が生じ下位法は一から見直さざるを得なくなります。それだけでなく、集団的自衛権の限定容認を含む安保関連法、さらにその下敷きにした72年政府見解及び84年政府答弁書による自衛権行使の三要件と専守防衛方針も見直しが不可欠になります。その根底にある決定的な問題は、憲法優位の大原則が無視されてきたことにあります。自衛隊を9条2項の「戦力」ではないという解釈で「合憲」とし下位法で規定してきたのです。その延長上で現行の憲法9条に自衛隊を追加する案は、憲法優位の大原則無視を繰り返す誤りです。

以上のことから、貴議会におかれましては、憲法原理に反する改正提起と自衛隊明記の自民党改憲案に反対されますよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

(16-3) 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願
(請願)

2011年、衆議院・参議院ともに全会一致で義務教育標準法が改正され小学校1年生に35人学級を導入することが決まりました。併せて附則で小学校2年生以降順次改訂することを検討し、財源確保に努めると決めました。しかし、翌年の2012年は法改正ではなく加配で小学校2年生を35人学級としました。その後は改善がなされていませんが、2017年の法改正での附帯決議では、学級編成の標準を35人に引き下げることなどが特段の配慮をするものとされています。

長野県では2013年に30人規模学級(35人基準)を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年が35人学級となりました。しかし、義務教育標準法の裏付けがないため、国の加配等を利用しながら予算的にやりくりしているため、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増の多くを臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

国が義務教育標準法を改正することにより計画的に35人学級を進めていくことで、小学校の専科教員等を基準に沿って正規で配置することができるようになります。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切であると考えます。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場において、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。このためには厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に35人学級を実現する必要があると考えます。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここにお願いいたします。

記

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と教育予算を増額すること。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

(16-4) 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願（請願）

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年（昭和28年）に成立しました。それまで県・市町村の負担であった学校の教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担となり、教育の機会均等が保障され教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。

しかし、1985年（昭和60年）から政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2006年（平成18年）に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられました。減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税のかたちで配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度廃止も含めた検討がなされる可能性もあります。

この制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として現行義務教育制度の重要な根幹をなしています。国が、財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれかねません。

私たちは、自治体の財政力によらず子どもたちが等しく教育を受ける権利を保障するために義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきであり、国庫負担率を3分の1から2分の1へ再び戻すべきと考えています。

以上のことから、貴議会におかれましては、教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。